

児童クラブ館を利用される保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のご協力について

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜りまして、御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日（月）から国の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行します。

つきましては、今後、児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症への主な対応は、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。

記

1 児童について

- (1) マスクの着用は基本的には求めません。
- (2) 体温チェックは不要となりますが、発熱、咽頭痛、咳等普段と異なる症状がある場合などには、無理をせず自宅で休養することが重要です。
- (3) 感染した場合、発症から5日が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで登館停止となります。なお、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。
- (4) 同居家族が感染した場合、児童が感染していなければ登館可能です。

2 児童クラブについて

- (1) 可能な限り換気の確保に努めます。
- (2) 食事やおやつ時、飛沫を飛ばさないよう大きな声での会話は控えるようにします。
- (3) 感染が流行した場合には、マスク着用を促すこともあります。また、一時的に、活動場面において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるなどの対策を講じることがあります。
- (4) 児童クラブ内で感染が広がっている可能性がある場合には、児童クラブとこども課が連携し閉館などを行うことがあります。その際には、速やかに連絡をします。

3 その他

- (1) 両親のどちらかがお休みの日や、家庭内で面倒を見る方がいる日については、可能な限り家庭内で過ごすようご協力ください。
- (2) 児童の間でマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。



児童クラブ 新型コロナ対応